

薬生食輸発 1217 第 1 号
令和元年 12 月 17 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(フィリピン産バナナ及びその加工品)

標記については、平成 31 年 3 月 29 日付け薬生食輸発 0329 第 1 号(最終改正：令和元年 12 月 5 日付け薬生食輸発 1205 第 1 号)により通知したところである。

今般、フィリピン政府において残留農薬に係る対策が図られ、検査命令免除業者として登録する旨の連絡があったことから、登録業者から輸出された生鮮バナナについては、通常の監視体制に戻すこととし、同通知の別添 1 のフィリピンの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	フィプロニル	別表 1 の 3 によること。	平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.005ppm)を超えるフィプロニルが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
バナナ及びその加工品（簡易な加工に限る。）	<u>別途指示する輸出者又は包装者から輸出された生鮮バナナを除く。</u>	フィプロニル	別表 1 の 3 によること。	平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.005ppm）を超えるフィプロニルが検出されるおそれがあるため。

に改め、別添 1 を別紙 1、別添 2 の 2 を別紙 2 のとおりとし、フィリピン産生鮮バナナの検査命令免除業者を別紙 3 のとおりとするので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしく願います。